

学校推薦型選抜（指定校制）合否判定及び基準

1	書類選考
2	小論文（事前課題）
3	口頭試問及び面接

※書類選考は「出願書類」を選考対象とする。

※書類選考，小論文（事前課題），口頭試問及び面接を総合的に評価する。

※法律学科法曹コース志願者は，法曹コースに不合格となっても法律学科に合格することがある。